

酪農経営安定対策補完事業

(牛群検定システム高度化支援事業) 実施要領

平成25年 6月21日付け25農畜機第1349号承認

平成25年 6月25日付け 北酪検牛第 61号

生乳の生産効率の向上を推進するためには、牛群検定を用いた乳質の向上、乳用牛の飼養管理等の改善を推進する必要がある。

このため、公益社団法人北海道酪農検定検査協会（以下「北酪検」という。）は、酪農経営安定対策補完事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農畜機第4555号（以下「実施要綱」という。））に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の補助を受けて、牛群検定システムの高度化を図るための事業に対し補助することとし、もって酪農経営における生産性向上に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号）に定めるもののほか、実施要綱及びこの要領の定めるところによる。

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、検定組合（家畜の能力検定に関する国際委員会（International Committee for Animal Recording）が定める方法に即して行われる乳用牛群検定に取り組む組合をいう。以下同じ。）及び農業協同組合（以下「検定組合等」という。）とする。

第2 事業の内容

この事業の内容は、次のとおりとする。

1 乳質向上対策

北酪検は、生乳の品質改善を推進するため、検定組合等が次に掲げる事業を実施する経費に対して補助する。

- (1) 生乳品質改善計画の策定
- (2) 純タンパク含量に関するデータの収集及び検定組合等に参加している酪農家に対する指導

2 生産効率向上対策

北酪検は、生乳の生産性向上を図るため、検定組合等が次に掲げる事業を実施する経費に対して補助する。

- (1) 飼養管理改善計画の策定
- (2) 受胎率の低下等の繁殖障害・疾病の改善を図るために必要なBCS等のデータ収集及び検定組合等に参加している酪農家に対する指導

3 遺伝的能力向上対策

北酪検は、遺伝的能力向上を図るため、検定組合等が次に掲げる事業を実施する経費に対して補助する。

- (1) 遺伝的能力向上計画の策定
- (2) 未經産牛の遺伝子情報を用いた遺伝的能力の評価（以下「ゲノミック評価」という。）の実施のために必要なサンプル収集、検査及び検定組合等に参加している酪農家に対する指導
- (3) 未經産牛のゲノミック評価の利活用を図るための勉強会の開催

第3 事業の実施

1 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置

検定組合等は、原則として、検定組合等に参加している酪農家が、配合飼料価格安定制度（「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」（昭和50年2月13日付け50B第302号農林事務次官依命通知）に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填をいう。）に係る基本契約を締結し、平成24年度において数量契約を締結している者は平成25年度において数量契約を継続していることを確認するものとする。

2 事業実施期間

この事業の実施期間は、平成25年度とする。

第4 事業の推進指導

検定組合等は、北海道の指導の下、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

また、検定組合等は、事業の実施に当たっては、検定組合等に参加している酪農家が作成した「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8337号農林水産省生産局長通知）の1の（2）の点検シートの提出を受けることにより、環境と調和のとれた農業生産活動の推進が図られるよう努めるものとする。

第5 北酪検の補助

北酪検は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、第2に規定する事業に要する経費につき補助するものとする。

第6 補助金交付の手續等

1 補助金の交付申請

検定組合等は、第2の事業の実施に当たっては、北酪検会長が別に定める期日までに別紙様式第1号の酪農経営安定対策補完事業（牛群検定システム高度化支援事業）補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）を北酪検会長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請書

検定組合等は、補助金交付申請書を提出した後、次に掲げる変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第2号の酪農経営安定対策補完事業（牛群検定システム高度化支援事業）補助金交付変更承認申請書を北酪検会長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

(1) 北酪検は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額の8割を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。

(2) 検定組合等は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の酪農経営安定対策補完事業（牛群検定システム高度化支援事業）概算払請求書を北酪検会長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

検定組合等は、当該年度に実施した事業の実績を取りまとめ、第3の1に規定する事業の実施要件に適合することを確認の上、この事業を完了した日から起算して1カ月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月4日のいずれか早い日までに、別紙様式第4号の酪農経営安定対策補完事業（牛群検定システム高度化支援事業）実績報告書を北酪検会長に提出するものとする。

5 消費税及び地方消費税の取扱い

(1) 検定組合等は、北酪検に対して1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がありかつ、その金額が明らかでない場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 検定組合等は、(1)のただし書きにより申請をした場合において、4に係る実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(3) 検定組合等は、(1)のただし書きにより補助金の交付申請をした場合において、4に係る事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の酪農経営安定対策補完事業(牛群検定システム高度化支援事業)に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに北酪検会長に提出するとともに、その金額((2)の規定に基づき減額した場合は、その減じた額を上回る部分の金額)を返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月20日までに、同様式により報告しなければならない。

第7 帳簿等の整備保管等

1 検定組合等は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。

その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 北酪検会長は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、検定組合等に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

附 則 (平成25年6月25日)

この要領は、機構理事長の承認のあった日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 乳質向上対策	<p>検定組合等が次の取組を行うのに要する経費</p> <p>(1) 生乳品質改善計画の策定</p> <p>(2) 純タンパク含量に関するデータの収集及び検定組合等に参加している酪農家に対する指導</p>	<p>定 額</p> <p>定 額</p>
2 生産効率向上対策	<p>検定組合等が次の取組を行うのに要する経費</p> <p>(1) 飼養管理改善計画の策定</p> <p>(2) 受胎率の低下等の繁殖障害・疾病の改善を図るために必要なBCS等のデータ収集及び検定組合等に参加している酪農家に対する指導</p>	<p>定 額</p> <p>定 額</p>
3 遺伝的能力向上対策	<p>検定組合等が次の取組を行うのに要する経費</p> <p>(1) 遺伝的能力向上計画の策定</p> <p>(2) 未経産牛のゲノミック評価の実施のために必要なサンプル収集、検査及び検定組合等に参加している酪農家に対する指導</p> <p>(3) 未経産牛のゲノミック評価の利活用を図るための勉強会の開催</p>	<p>定 額</p> <p>定 額 (ただし、ゲノミック評価のために必要な検査については1/2以内)</p> <p>定 額</p>

別紙様式第1号

平成 年度酪農経営安定対策補完事業（牛群
検定システム高度化支援事業）補助金交付申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人北海道酪農検定検査協会
会 長 様

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年度において、酪農経営安定対策補完事業（牛群検定システム高度化支援事業）を下記のとおり実施したいので、酪農経営安定対策補完事業（牛群検定システム高度化支援事業）実施要領第6の1の規定に基づき補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
別添「酪農経営安定対策補完事業（牛群検定システム高度化支援事業）実施計画」のとおり

3 事業に要する経費及び負担区分

区分	内容	事業費	負担区分		備考
			北酪検補助金	その他	
		円	円	円	
1 乳質向上対策					
	(1) 生乳品質改善計画の策定				
	(2) 純タンパク含量に関するデータの収集及び酪農家に対する指導				
2 生産効率向上対策					
	(1) 飼養管理改善計画の策定				

(2) BCS等のデータ収集及び酪農家に対する指導 3 遺伝的能力向上対策 (1) 遺伝的能力向上計画の策定 (2) 未經産牛のゲノミック評価の実施のために必要なサンプル収集、検査及び検定組合等に参加している酪農家に対する指導 (3) 未經産牛のゲノミック評価の利活用を図るための勉強会の開催					
合計					

注：1) 区分欄の事業は、1又は2、3の該当する事業を記入すること
2) 内容欄は、区分ごとに実施する事業の内容を具体的に記載すること。

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 平成 年 月 日
(2) 事業完了予定年月日 平成 年 月 日

別紙様式第1号の別添

平成 年度酪農経営安定対策補完事業実施計画
(牛群検定システム高度化支援事業)

1 乳質向上対策

(1) 生乳品質改善計画の策定のための会議の開催

(単位：円)

検定組合等名	回数	開催時期	場所	参集人数	内 容	積算根拠	事業費	補助金	備考
合 計									

(注) 積算根拠は、旅費規程等可能な限り定められた単価を用いて記入すること。

(2) 純タンパク含量に関するデータ収集及び指導

(単位：円)

検定組合等名	加入酪農家数	方法	内 容	積算根拠	事業費	補助金	備考
合 計							

注 1 積算根拠は、旅費規程等可能な限り定められた単価を用いて記入すること。

2 実績報告の際には実施要領第3の1に基づき契約継続等確認した酪農家数を備考欄に記入すること。

2 生乳効率向上対策

(1) 飼養管理改善計画の策定

(単位：円)

検定組合等名	回数	開催時期	場所	参集人数	内 容	積算根拠	事業費	補助金	備考
合 計									

(注) 積算根拠は、旅費規程等可能な限り定められた単価を用いて記入すること。

(2) 受胎率の低下等の繁殖障害・疾病の改善を図るために必要なBCS等のデータ収集及び指導

(単位：円)

検定組合等名	加入酪農家数	方法	内 容	積算根拠	事業費	補助金	備考
合 計							

注 1 積算根拠は、旅費規程等可能な限り定められた単価を用いて記入すること。

2 実績報告の際には実施要領第3の1に基づき契約継続等を確認した酪農家数を備考欄に記入すること。

3 遺伝的能力向上対策

(1) 遺伝的能力向上計画の策定

(単位：円)

検定組合等名	回数	開催時期	場所	参集人数	内 容	積算根拠	事業費	補助金	備考
合 計									

(注) 積算根拠は、旅費規程等可能な限り定められた単価を用いて記入すること。

(2) 未經産牛の遺伝子情報を用いた遺伝的能力の評価（ゲノミック評価）の実施のために必要なデータ収集及び検査並びに指導

(単位：円)

検定組合等名	開催期間	加入酪農家数	方法	内 容	積算根拠	事業費	補助金	備考
合 計								

注 1 積算根拠は、旅費規程等可能な限り定められた単価を用いて記入すること。

2 実績報告の際には実施要領第3の1に基づき契約継続等を確認した酪農家数を備考欄に記入すること。

(3) 未經産牛のゲノミック評価の利活用を図るための勉強会の開催

(単位：円)

検定組合等名	開催期間	加入酪農家数	方法	内 容	積算根拠	事業費	補助金	備考
合 計								

(注) 積算根拠は、旅費規程等可能な限り定められた単価を用いて記入すること。

別紙様式第2号

平成 年度酪農経営安定対策補完事業（牛群検定
システム高度化支援事業）補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人北海道酪農検定検査協会
会 長 様

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け ○○○第 号で補助金の交付決定の
あった酪農経営安定対策補完事業（牛群検定システム高度化支援事業）につい
て、下記の理由により変更したいので承認されたく、酪農経営安定対策補完事
業（牛群検定システム高度化支援事業）実施要領第6の2の規定に基づき申請
します。

記

（注）別紙様式第1号の記に準ずるものとし、補助金の交付決定のあった事業
の内容及び経費の配分等と変更後の事業の内容及び経費の配分等とを対
比して記載すること。

別紙様式第3号

平成 年度酪農経営安定対策補完事業（牛群検
定システム高度化支援事業）補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

公益社団法人北海道酪農検定検査協会
会 長 様

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け ○○○第 号で補助金の交付決定のあった酪農経営安定対策補完事業（牛群検定システム高度化支援事業）補助金について、下記のとおり金 円を概算払により支払われたく酪農経営安定対策補完事業（牛群検定システム高度化支援事業）実施要領第6の3の（2）の規定に基づき請求します。

記

1 補助金概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (平成 年 月 日現在)			既概算払 受領額 ④	今回概算 払請求額 ⑤	残額 ②-④ -⑤=⑥
	事業費 ①	北酪検 補助金 ②	事業費 ③	北酪検 補助金	事業費 出来高 ③/①			
	円	円	円	円	%	円	円	円
合計								

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

○○銀行 ○○支店 ○○預金 口座番号○○○○ 口座名義○○○○

別紙様式第4号

平成 年度酪農経営安定対策補完事業（牛群検定システム高度化支援事業）実績報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人北海道酪農検定検査協会
会 長 様

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け ○○○第 号で補助金の交付決定のあった酪農経営安定対策補完事業（牛群検定システム高度化支援事業）について、下記のとおり実施したので、酪農経営安定対策補完事業（牛群検定システム高度化支援事業）実施要領第6の4の規定に基づきその実績を報告します。
なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別添「酪農経営安定対策補完事業（牛群検定システム高度化支援事業）実績書」のとおり

（事業実施計画に準じて作成し、計画と実績が比較できるように2段書きにし、上段に計画を（ ）書きし、下段に実績を記入すること。）

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

（単位：円）

区分	交付決定		事業実績		既概算 払額	今回精算 払請求額
	事業費	北酪検 補助金	事業費	北酪検 補助金		
合計						

（注） 事業の内容ごとに記載すること。

4 事業実施期間

（1）事業着手年月日 平成 年 月 日

（2）事業完了年月日 平成 年 月 日

5 振込先金融機関名等

〇〇銀行 〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇

口座名義〇〇〇〇

別紙様式第5号

平成 年度酪農経営安定対策補完事業（牛群検定システム
高度化支援事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人北海道酪農検定検査協会
会 長 様

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け ○○○第 号で補助金の交付決定のあった酪
農経営安定対策補完事業（牛群検定システム高度化支援事業）補助金について、酪農経
営安定対策補完事業（牛群検定システム高度化支援事業）実施要領第6の5の（3）の
規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の
補助金の額の確定額（平成 年 月 日付け ○○○第 号による額の確定通知
額）
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円
- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかにならない場合、その状況を
記載

〔 〕

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時
期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額がない場合、その理由を記載

[]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、検定組合等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・検定組合等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料